

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第二部 労働運動

## 第一編 労働争議

## 第一章 争議の大勢

## 第八節 争議の解決状況

一般に争議は長期化し解決の困難化の傾向が見られる。

まず争議の継続日数、すなわち発生から解決までに要した日数によって分類した争議件数を見ると一カ月以上継続する争議が戦争以後とくに顕著に増加したことが知られる。上半期と下半期に分けて比較すると一カ月以下の争議は激増しているのに対して、三一日以上一〇〇日までの争議は一四件から一五〇件へ、一〇一日以上の争議は二九件から六四件へそれぞれ激増しており、とくに後者において著しい。総件数の三分の一は一カ月以上継続争議である(第198表)。解決争議の比率は次第に低下して行く傾向にある。

解決した争議について、解決条件を貫徹と妥協と不貫徹に分けると、妥協に終わった争議が全体の七五%を占めており、貫徹した争議が一番少い(第199表参照)。一二月など要求の貫徹した争議の割合は七%にも達しない。争議の大部分が要求貫徹に終わった終戦直後の情勢に比較すると、労働運動の困難化と労働問題の深刻化が歴然と現われている。また朝鮮の戦争を境にして要求不貫徹の争議が下半期に至って激増していることが注目され、戦争と資本攻勢の関連を明示している。

最後に解決方法の統計をみると、第200表にみられるごとく、労働委員会(仲裁委員会調停委員会)の関与によって解決した争議が件数においても参加人員においても最も多い。当事者の直接交渉のみによる解決がそれにつづき、件数においては多いが、参加人員からみると、直接交渉による解決と労政職員の関与による解決と大差がない。その第三者(市長、政党员等)の関与(調停、仲裁、斡旋)による解決を含めると、労資以外の第三者の関与する労働争議の解決がいかに多いかが知られるであろう。月別にこれを見ると、四月と六月は当事者の直接交渉による解決が最も多かったが、下半期に入るにつれて第三者の関与がますます増大していることがわかる。参加人員においては労働委員会の関与による解決は下半期には上半期の二倍以上になっている。労政職員の関与による解決は件数は少ないが、参加人員については直接交渉に匹敵するほど大きな意義をもち、とくに大争議の解決のあった三月と五月には他の解決方法にくらべて労政職員の関与による解決が圧倒的部分を占めている。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

